

一般社団法人C I W検査業協会 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会運用規定

制定	平成14年	7月17日
改正	平成15年	10月29日
改正	平成22年	4月22日
改正	平成22年	5月12日
改正	平成26年	8月7日
改正	平成29年	8月8日
改正	平成30年	3月9日

(目的)

第1条 この規定は、「一般社団法人C I W検査業協会鉄骨溶接部検査機関倫理委員会（以下「鉄骨溶接部検査機関倫理委員会」という。）規程」に基づき鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の運用について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程第2条（4）及び（5）に基づき、登録申請者の審査判定、判定結果の東京都への答申及び登録申請手続き、並びに登録検査機関の要綱規定義務事項実施状況の定期的検討について適用する。

(登録申請)

第3条 登録申請は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会事務局（一般社団法人C I W検査業協会事務局）に必要な書類と別に定める申請料及び審査料を添え、事務局が求める期限までに行うものとする。

- 2 提出書類は、所定の様式（1）「東京都検査機関登録申請書」及び様式（2）「委任状」並びに別表1（検査機関登録申請書類一覧）に掲げる書類を添えて、A4縦型ファイルに綴じ込み正副2部提出するものとする。ただし、副本については別表1に掲げる添付資料のうち、注文書・支払い通知書等の確認用資料を省略することが出来る。なお、各条件により、別表1に掲げる添付資料を、省略することが出来る。それを別表2に示す。

(審査)

第4条 審査は、書類審査と面接審査とし、一般社団法人C I W検査業協会鉄骨溶接部検査機関審査基準（以下「C I W検査業協会審査基準」という。）に基づき鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行う。

(登録申請者への通知)

第5条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会は、審査終了後、審査結果について所定の様式（3）により登録申請者に通知するものとする。

- 2 登録申請時に所定の様式（2）により委任状を添付した登録申請者で、審査により適合と判断された検査機関には、審査結果の通知と併せて別に定める認定料

を請求するものとする。

(登録申請)

第6条 前条第2項の登録申請者については、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（平成28年3月31日付27都市建企第1305号改正）（以下「東京都取扱要綱」という。）第12条第2項に基づく、東京都への登録申請書の提出を鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行うものとする。

(変更手続き)

第7条 前条に基づき登録検査機関として登録された検査機関は、「CIW検査業協会審査基準」に係わる事項及び「東京都取扱要綱」第12条第3項に基づく登録簿に記載された事項に変更が生じた場合は、所定の様式(4)の変更届に当該変更を証する書類を添えて、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会に速やかに提出するものとする。

変更手続きは、前条同様、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会が行うものとする。

(定期審査)

第8条 鉄骨溶接部検査機関倫理委員会規程第2条(5)に規定する定期的な審査は、原則として年一回行うものとする。

(更新)

第9条 登録の更新を受けようとする登録検査機関は、「東京都取扱要綱」第13条の規定に基づき更新手続きを倫理委員会に行うものとする。

2 前項に規定する登録の更新については、当運用規定を準用する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は鉄骨溶接部検査機関倫理委員会委員長が定める。

付 則

- 1 この規定の改廃は、鉄骨溶接部検査機関倫理委員会の議を経て行う。
- 2 この規定は、一般社団法人CIW検査業協会理事会の議を経てから施行する。

別表1 検査機関登録申請書類等一覧 ～登録申請（新規・更新）の場合～

A. 東京都取扱要綱に基づく資料

東京都第1号様式 東京都検査機関登録申請書（東京都知事宛）
委任状（一般社団法人C I W検査業協会検査機関倫理委員会宛）

B. 審査基準に基づく調査票

調査票Ⅰ 会社概要等（会社概要、事務所所在地、C I W認定の要目及び検査技術管理者名、所属団体名、社外活動等）
調査票Ⅱ 役員構成（兼務する関連会社の有無、会社名等）
調査票Ⅲ 株主構成（勤務先及び役職名）
調査票Ⅳ-1 売上構成表（全社、新規は直近2年分、更新は直近1年分）
調査票Ⅳ-2-○ 売上構成表（事業所別、新規は直近2年分、更新は直近1年分）
調査票Ⅴ 建築鉄骨溶接部検査関係（受入検査比率、社内検査比率、社内検査受注会社名、新規は直近2年分、更新は直近1年分）
調査票Ⅵ 組織図
調査票Ⅶ 検査員資格一覧
調査票Ⅶ
：添付様式①-○ 検査機関登録技術者の資格一覧（事業所別、技術者資格認定書等の写し添付）
：添付様式②-○ 検査機関登録技術者以外の技術者一覧（事業所別）
調査票Ⅷ 協力会社一覧（個人事業者を含む）
調査票Ⅸ 品質管理方式
調査票Ⅹ 教育訓練（教育訓練記録、講習・研修等の修了書等の写し添付）
別添調査表Ⅰ-1 受入検査建築業務（鉄骨溶接部）売上まとめ（新規は直近2年分、更新は直近1年分）
別添調査表Ⅰ-2 受入検査建築業務（鉄筋継手）売上まとめ（新規は直近2年分、更新は直近1年分）
別添調査表Ⅱ-1-○ 建築業務（鉄骨溶接部）売上表（新規は直近2年分、更新は直近1年分）
別添調査表Ⅱ-2-○ 建築業務（鉄筋継手）売上表（新規は直近2年分、更新は直近1年分）
別添調査票Ⅲ-○ 建築業務以外の売上表（新規は直近2年分、更新は直近1年分）
別添確認資料 注文書・支払い通知書等の確認書類（建築業務売上及び建築業務以外の新規は直近2年分、更新は直近1年分とし、原則として売上金額の2/3以上を添付する。ただし、建築業務売上のうち登録検査機関については売上金額の全てを添付する。）

C. 調査票に関する関連資料

C-1 登記簿本（直近3ヶ月以内に発行されたもの）
C-2 定款・約款
C-3 会社経歴書（工事経歴書ではありませんのでご注意ください。）
C-4 決算書写し（受付印のあるもの一式、新規は直近2年分、更新は直近1年分）
C-5 認定書類の写し（CIW認定書以外の関係あるもの）
C-6 品質マニュアル類

- C-7 外注（購買）管理規定類
- C-8 不正行為処罰・予防規定、社内倫理規定類
- C-9 検査結果報告処理規定、不具合の処置規定類
- C-10 検査料金規定
- C-11 設備機器管理台帳及び検査装置管理基準類
- C-12 検査機関の施設説明資料類
- C-13 鉄骨受入検査技術管理基準類
- C-14 検査要領書類（実工事で使用したもの。なお、顧客名や工事名称等の特定される表記は黒塗り等で伏せてよい。）
 - ・鉄骨溶接部（内質検査を含む）なお、内質検査施工実績がない場合は、例えば、『内質検査は施工実績なし』と明記し、要領書サンプルを添付のこと。
- C-15 検査報告書類（実工事で使用したもの。なお、顧客名や工事名称等の特定される表記は黒塗り等で伏せてよい。）
 - ・鉄骨溶接部（内質検査を含む）なお、内質検査施工実績がない場合は、例えば、『内質検査は施工実績なし』と明記し、報告書サンプルを添付のこと。
- C-16 教育訓練に関する関連資料類
- C-17 その他関連資料

～1年目、2年目の定期審査申請の場合～

(注) *印の書類は、新規審査申請時（更新審査申請時）から変更がなければ添付を省略することができます。

A. 東京都取扱要綱に基づく資料

東京都検査機関定期審査申請書（一般社団法人C I W検査業協会検査機関倫理委員会宛）

B. 審査基準に基づく調査票

調査票 I 会社概要（会社概要、事務所所在地、C I W認定の要目及び検査技術管理者名、所属団体名、社外活動等）

*調査票 II 役員構成（兼務する関連会社の有無、会社名等）

*調査票 III 株主構成（勤務先及び役職名）

調査票IV-1 売上構成表（全社、直近1年分）

調査票IV-2-○ 売上構成表（事業所別、直近1年分）

ただし、建築鉄骨溶接部検査関係の受入検査比率が100%であれば売上の事業所別集計を省略することができます。

調査票 V 建築鉄骨溶接部検査関係（受入検査比率、社内検査比率、社内検査受注会社名、直近1年分）

ただし、建築鉄骨溶接部検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

調査票VI 組織図

調査票VII 検査員資格一覧

: 添付様式①-○ 検査機関登録技術者の資格一覧（事業所別、技術者資格認定書等の写し添付）

: 添付様式②-○ 検査機関登録技術者以外の技術者一覧（事業所別）

調査票VIII 協力会社一覧（個人事業者を含む）

調査票IX 品質管理方式

調査票X 教育訓練（教育訓練記録、講習・研修等の修了書等の写し添付）

別添調査表 I-1 受入検査建築業務（鉄骨溶接部）売上まとめ（直近1年分）

ただし、建築鉄骨検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

別添調査表 I-2 受入検査建築業務（鉄筋継手）売上まとめ（直近1年分）

ただし、建築鉄筋検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

別添調査表 II-1-○ 建築業務（鉄骨溶接部）売上表（直近1年分）

ただし、建築鉄骨検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

別添調査表 II-2-○ 建築業務（鉄筋継手）売上表（直近1年分）

ただし、建築鉄骨検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

別添調査票 III-○ 建築業務以外の売上表（直近1年分）

ただし、建築鉄骨溶接部検査関係の受入検査比率が100%であれば売上を全社一括とすることができます。

別添確認資料

注文書・支払い通知書等の確認書類（建築業務売上及び建築業務以外の直近1年分とし、原則として売上金額の2/3以上を添付する。ただし、建築業務売上のうち登録検査機関については売上金額の全てを添付する。）

また、建築業務以外は添付を省略することができます。（なお、

添付を省略した場合は、審査委員会が抜取方式で添付を指示することがあります。）

C.調査票に関する関連資料

- *C-1 登記簿本（直近3ヶ月以内に発行されたもの）
- *C-2 定款・約款
 - C-3 会社経歴書（工事経歴書ではありませんのでご注意ください。）
 - C-4 決算書写し（受付印のあるもの一式、直近1年分）
- *C-5 認定書類の写し（CIW認定書以外の関係あるもの）
 - C-6 品質マニュアル類
 - C-7 外注（購買）管理規定類
 - C-8 不正行為処罰・予防規定、社内倫理規定類
 - C-9 検査結果報告処理規定、不具合の処置規定類
- *C-10 検査料金規定
 - C-11 設備機器管理台帳 *検査装置管理基準
- *C-12 検査機関の施設説明資料類
 - C-13 鉄骨受入検査技術管理基準類
 - C-14 検査要領書類（実工事で使用したもの。なお、顧客名や工事名称等の特定される表記は黒塗り等で伏せてよい。）
 - ・鉄骨溶接部（内質検査を含む）なお、内質検査施工実績がない場合は、例えば、『内質検査は施工実績なし』と明記し、要領書サンプルを添付のこと。
 - C-15 検査報告書類（実工事で使用したもの。なお、顧客名や工事名称等の特定される表記は黒塗り等で伏せてよい。）
 - ・鉄骨溶接部（内質検査を含む）なお、内質検査施工実績がない場合は、例えば、『内質検査は施工実績なし』と明記し、報告書サンプルを添付のこと。
 - C-16 教育訓練に関する関連資料類
- *C-17 その他関連資料

別表 2 (検査機関登録申請書類等の緩和申請)

下記の条件を満たす鉄骨溶接部検査機関は、下記のとおり、定期・更新申請において一部の書類（以下、「緩和書類」という。）を省略することができる。ただし、検査機関倫理委員会が特に必要だと認める場合については、緩和書類の提出を求めることができる。

1. 更新審査を連続3回（登録を連続10年間継続）行った検査機関は、以降の審査申請において、下記の申請書類を緩和することができる。

《緩和内容》

申請書類	緩和内容
別添確認資料	注文書・支払い通知書等の写し 省略することができる

2. 更新審査を連続3回（登録を連続10年間継続）行った検査機関で、直前の過去3年分の調査票にて下記の条件を満足できる検査機関は、以降の審査において下記の申請書類を緩和することができる。ただし、別添調査票Ⅱ—1に代わり建築業務 協力会社（外注費）内訳表（東京都登録鉄骨溶接部検査機関以外に発注した分）と、別添調査票Ⅱ—2に代わり建築業務 協力会社（外注費）内訳表（東京都登録鉄骨溶接部検査機関に発注した分）を提出すること。

《条件》

受入検査比率	外注比率	特定ゼネコン受注比率
100%	20%以下（注1）	40%以下（注2）

注1：東京都検査機関登録事業者に発注した分はこの20%には含めないことができる。

注2：単年にて40%を超える場合及び特別な事情がある場合は、申請前に協議するものとする。

《緩和内容》

申請書類	緩和内容
調査票Ⅳ—1	売上構成表（全社） 建築以外は一括で可とする
調査票Ⅳ—2	売上構成表（事業所別） 登録事業所以外は一括で可とする
別添調査票Ⅱ	建築業務売上表 省略することができる
別添調査票Ⅲ	建築業務以外の売上表 売上区分を「橋梁・土木・造船・プラント関係」を一括で可とする
別添確認資料	注文書・支払い通知書等の写し 省略することができる

- ◆ 注1：東京都検査機関登録事業者に発注した分はこの20%には含めないことができる。
調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）の建築鉄骨関係欄 外注比率（外注費/E）%による。
なお、経過処置として、直前の過去3年分の調査票において、東京都検査機関登録事業者に発注した分を除いた結果、外注比率20%以下の緩和案条件を満足する場合は、事前に事務局に必要な書類を提出する。（この経過処置は、平成31年度申請分までとする。）
- ◆ 注2：単年にて40%を超える場合及び特別な事情がある場合は、申請前に協議するものとする。
調査票Ⅴ：建築鉄骨溶接部検査関係の⑦のうち、特定ゼネコンに対する比率%上位による。
過去3年分の調査票において、特別な事情により、特定ゼネコン受注比率40%以下の緩和の条件を満足することができない場合は、事前に事務局に必要な書類を提出しチェック提出し、検査機関倫理委員会において協議を行う。
- ◆ 緩和の条件確認書類は下記の調査票とし、緩和を適用する場合は、申請書類提出時に直前の過去3年分を提出する。

緩和適用申請書（表紙）	
受入検査比率100%	調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）
外注比率20%以下	調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）
特定ゼネコン受注比率40%以下	調査票Ⅴ：建築鉄骨溶接部検査関係

◆ 罰則規定

受入検査比率100%・外注比率20%以下・特定ゼネコン受注比率40%以下の確認において、虚偽の申請等の不正が発覚した場合は、検査機関倫理委員会において対応を協議し、東京都に報告する。